

# 男女共同参画 推進条例の制定

## 【主な提案内容】

・男女が対等な立場で社会に参画し  
心豊かで活力のある町をめざす

## 質疑

### 条例の 主旨

【西山議員】  
①憲法が示す人権条項は。  
②国連人権条約の30の権利のリストが入っていると解釈してよいか。  
③この条例は何を大事にするか。  
【人権推進課長】  
①憲法の何条というところまではない。憲法の基本理念を重視する考え。  
②国際社会の取り組みとの連携は入っている。  
③社会的に男女が平等で、ともにその責任を負うことを大事にする条例。

### 町での 必要性

【近藤議員】  
①県条例があるのに、なぜ町で条例を制定しなければならぬのか。  
②この条例を制定したうえで、どう具体的に事業を進めるのか。予算をどのように考えているのか。  
【町長】  
①町としての姿勢を条例として示し、取り組みを進める。  
【人権推進課長】  
②今年度、男女共同参画セミナーを計画している。その講師謝礼などを予算計上している。

### 相談の 窓口

【岩井議員】  
①検討委員会の男女比率は。  
②男女共同参画を進めるための相談窓口などはどこか。  
【人権推進課長】  
①男女比率は、現在7対3である。当初は6対4であった。  
②特に男女共同参画だけの受け皿は考えていない。男女共同参画も含めた人権分野の相談窓口は、人権推進課を中心に行う。

## 修正案

提案議員：椎木・諸遊・米本

### 【町長提案の条文の一部】

- ①男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合うこと。
- ②町の附属機関の委員数は、男女いずれか一方の数が委員総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない。
- ③男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

### 【議員提案で修正された条文】

- ①男女が、互いの性を尊重し、生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利を認めあうこと。
- ②町の附属機関の委員数は、男女の数が均衡となるよう努めなければならない。
- ③委員の数は、男女の数が均衡となるよう努めなければならない。

## 討論

### 【原案に賛成

…吉原議員】

法律では個人の尊厳と両性の平等で制定されなければならないという数値は重要で、各審議会の女性登用数は少ない。積極的に責務を与えるべきだ。

### 【原案と修正案に反対

…近藤議員】

町としても推進していく、鳥取県ですすでに条例を制定している。町条例での制定は住民が関心を持つことに意義がある。もう少し時間をかけるべきだ。

### 【修正案に賛成

…米本議員】

男女共同参画推進プランは制定から5年が経過し、平成24年度から新しく2次プランを策定する。10分の4の修正は男女平等を強く求めたものだ。

### 【原案と修正案に反対

…鹿島議員】

外国から懸念されるようなことを早急に決めるべきではない。時期尚早だ。

### 【修正案に賛成

…西山議員】

日本は国際社会の一員である。国際会議の内容を国が認め、本町でも認める国際感覚は当然だ。

### 原案賛成

吉原野口

### 両案反対

鹿島近藤  
竹口

### 修正案賛成

椎木原諸遊尾谷  
山小原西尾杉本  
岡田立井田森  
足岩池田大森

# 修正 可決